

令和 7 年度 第 1 四半期原子力規制検査について

令和 7 年 8 月 21 日に、原子力規制委員会から令和 7 年度第 1 四半期に実施した原子力規制検査結果が通知されました。通知された検査指摘事項は以下の通りです。

発電所	件 名	事象、指摘内容	重要度 ／深刻度
美浜	3 号機 不適切な火災防護対象機器等の選定による系統分離対策の不備	・ 火災影響で高圧注入系作動に至る機器（発生系）を置く区画は高圧注入系電動弁（対処系）を置く区画と分離しており、それぞれの区画での火災を想定しても原子炉の安全停止に必要な機能を確保できていると評価し、火災防護対象機器から除外していた。	緑／SLIV
高浜	1～4号機 不適切な火災防護対象機器等の選定による系統分離対策の不備	・ しかしながら、発生系と対処系の分離による火災防護設計は、設工認に明確に記載されておらず、設工認と現地が整合していないと指摘された。 （高浜は2024年度第4四半期の継続案件）	緑／SLIV
高浜	1号機 不適切な設計管理によるケーブルチェイス室等における火災感知器の未設置について	・ 2 号機の使用前確認において、ケーブルチェイス室の火災感知器が設工認通りに設置されていないことが確認された。 ・ 2 号機は検査中であり、確認された時点で、速やかに感知器を設置、使用前事業者検査を完了し、設計を満足したため指摘とはならなかった。 ・ しかし、水平展開調査にて同じ設計である 1 号機のケーブルチェイス室においても設工認通りに設置されていないことが確認され、指摘となった。	緑／SLIV

以上